

令和4年度一般会計補正予算(第2号)
補正予算規模一般会計:3億276万6千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当を受給している世帯等及び低所得の子育て世帯等に対し、児童1人あたり5万円を給付する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」が令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において決定されました。特に児童扶養手当受給者に係る給付金の支給については可能な限り6月末までに支給するものとされています。

これらを踏まえ、本市においても可能な限り速やかに当該子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を実施します。

【1】 予 算 規 模

(単位:千円)

区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計予算(第2号)	70,204,700	302,766	70,507,466

【2】 一般会計補正予算(第2号)の内訳

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 国庫支出金		20,550,697	302,766	20,853,463
	1 国庫補助金	5,564,311	302,766	5,867,077
補正されなかった款に係る額		49,654,003	—	49,654,003
歳入合計		70,204,700	302,766	70,507,466

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 民生費		38,863,615	302,766	39,166,381
	1 児童福祉費	13,115,336	302,766	13,418,102
補正されなかった款に係る額		31,341,085	—	31,341,085
歳出合計		70,204,700	302,766	70,507,466

補正予算の概要

◎守口市一般会計補正予算（第2号）

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 302,766 千円

・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによる生活支援を行います。

(1) ひとり親世帯分

①支給対象者

以下のア～ウのいずれかに該当する方

ア：令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）

イ：公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請が必要）
（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りません。）

ウ：令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（申請が必要）

②支給額

児童1人当たり一律5万円

③支給スケジュール

上記アの対象者には6月中に支給予定。支給日が決まり次第、市ホームページ等で周知（申請不要）

イ、ウの対象者には申請開始日など詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知（申請が必要）

(2)ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

①支給対象者

以下のア～イのいずれかに該当する方

ア：令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）

イ：上記アのほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）※）の養育者であって以下のいずれかに該当する方（申請が必要）

（※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とします。）

- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

②支給額

児童1人当たり一律5万円

③支給スケジュール

上記アの対象者には令和4年度分の住民税均等割が非課税である事が判明以降、可能な限り速やかに支給。支給日が決まり次第、市ホームページ等で周知（申請不要）

イの対象者には申請開始日など詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知（申請が必要）